前　　産

令和４年４月１日

特定創業支援等事業の利用者各位

前橋市長　山　本　　　龍

（　公印省略　）

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関するご案内

　このことについて、前橋市の特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

（　産業経済部　産業政策課　）

記

１　証明書（別紙書式）の申請

（１）証明書の申請は、前橋市産業政策課窓口にて行ってください（原則即日発行はできません）。

（２）証明書の有効期限は、令和６年３月３１日です。なお、創業後の人は税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から５年を経過しない日と令和６年３月３１日を比較していずれか早い日付までとなります。

（３）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業には証明書の発行は行いません。

２　会社※１設立時の登録免許税の軽減措置

（１）本市内で創業を行おうとする者又は創業後５年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※２を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、**証明書の原本**を法務局に提出する必要があります。

　　　※１　株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。なお、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

※２　株式会社又は合同会社は、資本金の０．７％の登録免許税が０．３５％に軽減（株式会社の最低税額１５万円の場合は７．５万円、合同会社の最低税額６万円の場合は３万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、１件につき６万円の登録免許税が３万円に軽減されます。

（２）特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

（３）本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

（　裏面に続きます　）

３　創業関連保証の特例

（１）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の６か月前から利用することが可能です（創業後５年未満）。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に**証明書（写し可）**を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

（２）本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

４　日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足

（１）特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして利用することが可能です（別途審査を受ける必要があります）。

（２）創業前又は創業後税務申告を２期終えていない事業者が対象となります。

５　日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

（１）特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として同資金を利用することが可能（別途審査を受ける必要があります）。

６　創業関連の各種補助制度等に対する優遇措置

特定創業支援等事業による支援を受けた者は、国が実施する創業関連制度の対象者としての要件を満たしたり、小規模事業者持続化補助金などの補助上限額が引き上げられたりすることがあります。制度によっては、本証明書のほかに、本市の意見書や確認書の添付を求められることがあります。

また、本市のスタートアップオフィス支援補助金及び経営計画実行補助金（１年未満の事業者のみ）を申請する上で、本証明書を必要書類としております。各制度について詳しくは下記担当までお問い合わせください。

◆特定創業支援等事業に関するお問い合わせ先

　　前橋市　産業経済部　産業政策課

創業支援担当　手島

TEL：０２７－８９８－６９８３

FAX：０２７－２２４－１１８８

Mail：kougyou@city.maebashi.gunma.jp